

増毛町介護従事者養成修学資金貸付金のご案内

1. 貸付目的

将来、増毛町内に所在する介護保険施設等の職員として介護業務に従事しようとする方に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、介護従事者の養成及び確保を図り、もって介護の提供体制の充実に資することを目的とします。

2. 貸付対象者

介護福祉士養成施設（大学・専門学校等）に在学中の方であって、将来、増毛町において介護業務に従事しようとする方に対し、修学資金を貸付します。

増毛町出身者以外の方でも貸付します。

3. 貸付上限額及び貸付期間等

月額5万円以内とし、学校等の在学期間中貸付します。

なお、貸付金は無利子とします。

4. 貸付金の償還免除

養成施設を卒業後、3ヶ月以内に増毛町内の介護保険施設等に就職し、借受年数の2倍の期間に従事した場合は、貸付金の償還を全額免除します。

5. 貸付金の償還

修学資金を辞退したときや養成施設を退学したときなどは、貸付金の償還が必要となります。

増毛町介護従事者就業支援補助金のご案内

1. 補助目的

介護従事者の就業の継続、定着を図ることを目的として、増毛町内の介護保険施設等に新たに就職し、町外から転入し賃貸住宅に居住する方に住宅準備に係る費用を補助します。

2. 補助対象者（以下の要件を全て満たすこと）

- ①新たに常勤職員として介護業務に従事する方（資格は問わない）
- ②雇用開始日前3年間において、町内及び留萌市内の介護保険施設等に雇用されていない方
- ③町税等の未納がない方
- ④本町に住所を有する方（居住実態があること）
- ⑤町内の介護保険施設に従事するため、町外から転入し、町内の賃貸住宅に居住する方

※介護事業所の人事異動による転入は該当しません。

3. 補助金額等

家賃2ヶ月分、敷金及び礼金、転居費用にかかる実費相当額（20万円上限）を3カ年に分割して支給する。

問い合わせ先

増毛町見晴町438番地1 増毛町立明和園 電話 53-1601